

西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託契約候補者

審査会審査基準

西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託契約候補者審査会審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 西消防署河内出張所大規模改修基本計画策定業務委託契約候補者審査委員5名が審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に消防局総務部管理課にて提示金額が上限額以内であることを確認する。提示金額が上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 提案書等について参加者からのプレゼンテーション形式にて審査を行う。
- (3) 審査会の委員（以下「委員」という。）及び事務局は提出書類を事前に確認する。
- (4) 審査会にて、ヒアリング審査を実施する。
- (5) 審査会は、「別表 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (6) 事務局は、(5)において各委員が評価した点数の合計をもって審査会の評価点とし、これを提案者の評価点とする。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、評価点の最も高い提案者を契約候補者として選定し、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各委員の中で最も多く最高評価得点となった者を契約候補者とし、最高評価点となった数も同数の場合は、委員の協議により決定する。なお、審査結果は郵送で通知する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「プレゼンテーションの評価」の評価点が高い者を上位とする。「プレゼンテーションの評価」の評価点も同じ場合は、くじにより決定する。

【審査項目】

評価項目	評価の着眼点	判断視点・基準	配点	評価基準				
提案者に対する評価	業務実績	・過去の業務実績、本業務の実施に資する専門性は十分か。 ・過去の業務実績が当該業務委託と同業務である場合、優位に評価する。 （完了案件のみ）	20	A	B	C	D	E
				20	16	12	8	失格
	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・体制が取れている場合に優位に評価する。（資格者を配置する等）	15	A	B	C	D	E
				15	12	10	8	失格
	現場責任者	過去10年度に、国や他の自治体が委託する、公共施設等の建設又は改修にかかる基本計画策定業務等※を行った実績同種業務の実績について、下記の順位で評価する。※設計業務等：基本構想、基本計画、基本実施設計 ①同種業務5件以上・・・15 ②同種業務3件以上・・・10 ③同種業務3件以下・・・5	15					
提案内容に対する評価 （実施方針）	業務工程 （スケジュール）	・業務を円滑に実施できる計画や進行管理体制が十分取れている場合、 優位に評価する。（調査等含めた工期の適正さ）	10	A	B	C	D	E
				10	8	6	4	失格
	改修方針案	・基本仕様書の内容を十分に理解した企画提案全体の趣旨・コンセプト 等が示されているか。	10	A	B	C	D	E
				10	8	6	4	失格
	業務理解度	・提案内容が基本構想を踏まえ、消防庁舎の特殊性（勤務体制や敷地） を理解するとともに、改修全体の事業費削減が示されているか。	10	A	B	C	D	E
				10	8	6	4	失格
プレゼンテーションに対する 評価	資料構成等	・理解しやすい表現であるか。 ・業務に対する意欲は十分感じられるか。	20	A	B	C	D	E
				20	16	12	8	失格
合計			100					

(評価基準凡例)

評価基準		評価の目安
A	特に優れている	要件は満たしており、本市の期待を大いに上回るレベルの提案である。
B	優れている	要件は満たしており、本市の期待を上回るレベルの提案である。
C	普通	要件は満たしており、本市の期待するレベルの提案である。
D	劣っている	要件は満たしているが、本市の期待を下回るレベルの提案である。
E	不足している	要件を満たしていない（提案をしていない）